

交通事故防止

特別対策実施中

交通事故は、突然起こります。一人一人が交通安全への意識を高めて防止することが大切です。

もう一度交通安全について考えてみましょう。

問合せ 生活安全課交通係（内線2634）



◆市内の死亡事故の発生状況

市内での交通事故による死者数は、平成25年に比べ減少していましたが、平成26年9月から11月までの3か月間に、交通事故で4人の尊い命が奪われてしまいました。

市内の死亡事故
(平成26年9月～11月)

道路別	事故形態	死者数
県道	普通乗用車と自動二輪車	1人
県道	自動二輪車と大型貨物車	1人
私道	普通乗用車と歩行者	1人
市道	軽貨物車と自転車	1人

◆久喜市が「交通事故防止特別対策地域」に指定されました

こうした状況から、久喜市は平成26年12月23日(祝)から平成27年3月22日(日)までの3か月間、埼玉県知事から「交通事故防止特別対策地域」の指定を受け、重点的に交通安全対策を実施することになりました。

市では、市長を本部長とする「久喜市交通事故防止特別対策本部」を設置し、警察署や地域団体等の皆さんと協力

しながら、各種啓発活動などの交通事故防止対策に取り組んでいます。

◆市の交通事故防止特別対策重点項目

①子ども・高齢者の交通事故防止

- ・ドライバーや自転車利用者は、子どもや高齢者に配慮した通行を心掛けましょう。
- ・自転車に乗るときは、一時停止の標識のある交差点や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止して安全を確認しましょう。

②自動車・二輪車の交通事故防止

- ・先々の状況に目配りし、前の車の減速・停止を先読みして運転しましょう。
- ・交通事故が多発する傾向がある夕暮れ時には、早めに前照灯を点灯しましょう。

③交差点における交通事故防止活動の推進

- ・ドライバーは、巻き込みや右折時の衝突を防ぐため、死角に歩行者や自転車がいるかもしれないと常に意識しましょう。
- ・信号機のない交差点を横断するときは、交差点の直前で必ず立ち止まり、状況をよく見て、安全を確認してから渡りましょう。

◆「自転車安全利用5則」を守りましょう

～自転車に乗るときの基本ルール～

自転車に関連する交通事故は、全事故の約2割を占めています。自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全な運転を心掛けましょう。また、車の運転者や歩行者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり、安全を心掛けましょう。

自転車安全利用5則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
- ⑤子どもはヘルメットを着用
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



◆交通事故に遭わないために

一人一人が自動車や自転車の安全運転を心掛け、交通事故に遭わないように気を付けましょう。